

お知らせ

町営住宅入居者募集

入居期日／8月上旬(予定)
戸数／1戸(3DK)※祖母井48-3
賃料／20,200円～39,600円(所得に応じて決定)
申込資格／次の全てに該当する人
①町内在住、在勤者②町税を滞納していない③同居の親族がいる(例外あり)④収入基準(月額)が158,000円以下である(例外あり)⑤暴力団関係者でない
決定方法／書類審査・現地調査※適合者多数の場合は選考または抽選
申込期間／7月4日(月)～15日(金)
申込方法／町営住宅入居申込書に必要書類を添付し、都市計画課へ提出(郵送可)
都市計画課都市計画係
☎028(677)6020

唐桶宗山公園バーベキュー施設の利用再開

利用再開／7月9日(土)※7月1日(金)8:30予約開始
利用方法／電話で仮予約の上、利用日1週間前までに申請書を提出して利用料金支払い
利用料金／1人200円(町内在住者および通勤通学者以外は400円)
利用時間／9:00～17:00※月曜日、12月28日～1月4日は利用不可
備考／当面の間は1団体10人以内、飲食2時間以内での利用とします。
園生涯学習センター
☎028(677)0306

無人ヘリによる水稲農薬散布

散布中は、ヘリコプターや操縦者に近寄らないでください。安全、円滑な病害虫駆除のため、ご協力をお願いします。
期間／7月下旬～8月中旬
時間／5:00～11:00
園JAはが野芳賀地区営農センター
☎028(677)0711

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の減免が受けられます

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話でご相談ください。
減免の対象となる保険税等／国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料
減免割合／保険ごとに減免の割合が異なりますので、お問い合わせください。※前年の所得の状況によっては、減免の要件に該当していても減免されない場合があります。
対象年度／令和4年度分の保険税等であって、納期限が令和4年4月1日から令和5年3月31日までのもの
対象／次の1または2の要件に該当する世帯

1	新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者 ^{※1} が死亡したまたは重篤な傷病を負った世帯
2	新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者 ^{※1} の事業収入等 ^{※2} の減少が見込まれ、次の全てに該当する世帯
①	事業収入等 ^{※2} のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等 ^{※2} の額の10分の3以上であること
②	減少することが見込まれる事業収入等 ^{※2} 以外の所得の合計額が400万円以下であること
③	前年の世帯合計所得が1,000万円以下であること ^{※3}

※¹ 主たる生計維持者とは、原則世帯主です。
※² 事業収入等とは、営業収入・農業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のことです。
※³ 介護保険料は、2の要件について①と②のみで判断します。
申請期限／令和5年3月31日(金)
園税務課町民税係 ☎028(677)6013

後期高齢者医療保険料の賦課限度額が変更になりました

保険料率等は、高齢化の進展や医療技術の進歩などの影響による1人あたりの医療費の増加等に対応するため、2年に一度見直されることとなっています。
令和4・5年度の保険料率等は、次のとおりです。

令和2・3年度	令和4・5年度
均等割額 43,200円	均等割額 43,200円(変更なし)
所得割率 8.54%	所得割率 8.54%(変更なし)
賦課限度額 640,000円	賦課限度額 660,000円

※均等割額とは、被保険者全員に等しく負担していただくものです。
※所得割率とは、被保険者の所得に応じて負担していただく所得割額を算出するために用いる割合のことです。
※賦課限度額とは、賦課される保険料(年額)の上限額のことです。
【軽減措置について】

前年の所得が低い人に対する均等割軽減、後期高齢者医療被保険者の資格を取得する前日まで被用者保険の被扶養者であった人に対する保険料軽減措置は、令和4年度も継続されます。
園栃木県後期高齢者医療広域連合 ☎028(627)6805
住民課国保年金係 ☎028(677)6038

国民健康保険税の賦課限度額が変更になりました

令和4年度国民健康保険税について

国民健康保険税の税額は、医療保険分・後期高齢者医療支援金分・介護保険分の合計額です。

構成内容	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
算出方法	被保険者全員の課税所得の合計に対し	被保険者数1人につき	1世帯につき	
医療保険分	6.7%	26,000円	29,000円	630,000円 (前年度は610,000円)
後期高齢者医療支援金分	2.0%	7,000円	8,200円	190,000円
介護保険分 ※40～64歳の被保険者のみ	1.7%	8,200円	6,000円	170,000円 (前年度は160,000円)
合計限度額				990,000円

・令和4年度国民健康保険税は、令和4年4月～令和5年3月の期間に国民健康保険に加入している人が計算の対象です。
・所得割の計算の基礎となるのは、前年中(令和3年1月～12月)の所得の合計額です。
・医療保険分と後期高齢者医療支援金分は、年齢に関係なく国民健康保険の被保険者であるすべての人に課税されます。
【軽減措置について】
前年の所得が低い世帯に対する軽減、特定同一世帯所属者に対する軽減、非自発的失業者に対する軽減は令和4年度も継続されます。

園住民課国保年金係 ☎028(677)6038

令和4年度から未就学児に対する国民健康保険税均等割額が減額されます

令和4年4月から、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、国民健康保険に加入している世帯の、未就学児本人の均等割額の5割が減額されます。未就学児が国民健康保険の被保険者資格を取得した日の属する月から減額されます。対象世帯の所得等の制限はありません。また、申請の必要はありません。

未就学児1人分の均等割額(令和4年度)

※1年間加入している場合の金額です。年度の途中で異動(出生・転出など)がある場合は、月割で算定するため金額が異なります。減額になるのは未就学児本人のみです。

所得による軽減の割合	令和3年度までの均等割額	令和4年度からの均等割額
軽減なし	医療分 26,000円	医療分 13,000円
	後期分 7,000円	後期分 3,500円
	合計 33,000円	合計 16,500円
7割	医療分 7,800円	医療分 3,900円
	後期分 2,100円	後期分 1,050円
	合計 9,900円	合計 4,950円
5割	医療分 13,000円	医療分 6,500円
	後期分 3,500円	後期分 1,750円
	合計 16,500円	合計 8,250円
2割	医療分 20,800円	医療分 10,400円
	後期分 5,600円	後期分 2,800円
	合計 26,400円	合計 13,200円

Q. 未就学児という、具体的に誰が減額の対象になるのでしょうか？

A. 令和4年度分は、国民健康保険に加入している平成28年4月2日以降に生まれた人が対象です。

Q. 申請が必要ないということは、最初から減額されているということでしょうか？

A. はい。課税額を決定するときに軽減して計算するため、既に減額された金額で通知が届きます。

園住民課国保年金係 ☎028(677)6038